



第14号  
55.9.1

# 会報 やまぐち

発行者  
山口市駅通り2丁目9番15号  
山口県土地家屋調査士会  
TEL 山口②5975  
郵便番号 753

印刷所  
山口市旭通り1丁目1の6  
桜 プリント企業組合  
TEL 山口②1712

目次

• 本部だより	総務部、厚生部の事業について	総務厚生部長 細野 毅	(2)
	昭和55年度予算について	経理部長 岡村 正一	(3)
	中国ブロック企画部会報告	企画部長 井尻 富士夫	(3)
• お礼の言葉		山口支部 渡邊 侃	(4)
• 資料	昭和54年受託事業数対照表		(4)
• 誌上研修	平均二乗誤差について	本部理事 久野 操	(7)
• 防長席	小骨少々	山口支部 木下 勝	(8)
• 随筆	じじい馬鹿	本部理事 久野 操	(10)
• 囲碁大会てんまつ記			(11)
• やぶにらみ下関地名考②		下関支部 前田 博司	(12)
• 防長人物抄	長州人のころ		(14)
• 資料	代書業許可証		(15)
• お知らせ			(15)

ひよこたん橋（光市）（読売新聞社提供）



山口県土地家屋調査士会

## 本部たより

### 総務部厚生部の事業について

総務厚生部長 細野 毅

#### ・総務部関係

本年の総会場は環境明媚、交通至便な防府天満宮参集殿で挙行されましたが、特に調査士法制定三〇周年に当り、永年功労会員二十六名及び役員功績者の会長表彰があり、調査士法改正に伴う施行令の制定、規則の全部改正が行なわれ、記念総会として内容の盛り上がる意義あるものでありました。

新年度も二カ月余りを経過しましたが、全会員の登録名簿申請手続も完了、山口会則変更申請も法務省より字句点の修正でいずれも六月末日付認可で七月二十二日に受けました。

法改正の確立で調査士の使命職責を自覚し、業務に精通しなくてはならないと思えます。

一、証紙点検実施につぎまして、証紙貼付状況の調査、非調査士の実態把握、法務局の意向による申請書補正の調査の三点の資料収集をいたします。申請書一カ月分を終日作業で法務局各出張所二十四カ所を役員四

十四名、担当区割で九月中を予定しています。

二、会則並びに施行規則の改定整備について、規則附録様式の改正、注意勧告会の設置、会議規則、職員執務内規、役員推薦規則の文案整理を進めています。

三、中国ブロック協議会担当者会議に連合会担当部長派遣による合同会議が開催され、水上総務部長より本部と単位会との協調、情報の交換を計り、新体制への組織、役割を深めたいと総務所掌事項の報告、説明を述べられました。

① 法改正のモデル案の成立も九十二条注意勧告規定の扱いを残しているが、会員の指導調査、懲戒処分の問題、会長と委員会、綱紀委員会、法務局側との関連に研究を重ねて九月末迄に成案を予定しています。

② 新法規則関係法令の運用についての研究、他業種との業務区分の問題、損害賠償責任についての明確化。連合会三〇周年記念講演「業務と責任」について民事局清水第三課長の記録を会員に配布計画。

③ 連合会会費値上げについて、新橋事務所の拡充資金に一〇〇円、運営経費増一〇〇円を予定するもので協力方の要請あり。その他省略。

#### ・厚生部関係

会則変更に伴い、業務分掌が四部より六部会になりましたが、従来通り暫時総務に於いて厚生部を兼任していきます。

一、山口互助会は、昨年の總會承認で誕生した自家共済事業で、会員の福祉経営に年次魅力の加わる母体であります。資金は会館建設預り金を充当、新会員入会一万円を含めて現在二八四口（未加入者二名）を基金とし、本年度は証紙売捌会計より財源繰入れが実行され、雑事業収益金も含めて充実される試算になっています。

現在迄の給付は会員死亡三名、脱会者五名、受給者計八名であります。二、損害賠償責任補償保険は、日調連に於いて昨年四月に採用されましたが、全国三十二会が既に実施しており、山口会も大正海上保険会社と契約五三年四月より経営、六〇名の入会者となっています。この保険はこの保険は業務の過失・事故等に備えるもので、紛争調停への解決、被害金の支払に責任を負ってもらうものであり、自由業弱者の護りに勤めたいと思えます。

昨年一昨年も該当者が出ています。

三、休業補償も損害保険と組合せで扱っていますが、病氣、傷害等で補助者にも必要と思えます。入会会員二十二名、従業員十八名になっていますが、いずれも年毎更新であります。四、連合会団体定期保険は四十五年より発足の厚生事業であります。加入口数が少なく対策にも苦勞されて来られたのですが保険料一律方式を年令別群団別に切替えて、高令者高負担、若年層の加入促進を計る方法を断行、現在全国四、八〇〇人、二七%の加入者で十五番目の山口会は一二五名（内準会員四十五名）二八四口と増員の方向にあります。

五、日調連自家共済制度は厚生部福祉事業として新設されたもので、山口会も昨年總會で全員加入の承認を得て、樹金は会費値上げに含めて徴収、七月より稼働しております。死亡会員三名が弔慰金を受けています。中国ブロック協議会で連合会山田厚生部長の説明によると、全国五十会で加入単位会十二会に停り、業務遂行に加入者の多数増員が必要であるとのこと山口も連合会役職方の強力な指導を要望し、脱会会員への給付金も加案するように提唱しています。

六、高令者会員の福祉優遇措置として昨年度は十三名の会員を選考しましたが、本年三名を追認、十六名に福祉金の支給を決めました。七、恒例行事である会員親睦囲碁大



金へ参加費一〇〇〇円を同業会館  
二階で八月末日迄、ソフトボール大  
会を福山市民球場で十月末日曜日に

決定、いずれも調査士会引立てで河法  
博士と合同実施としていきます。

# 昭和五五年度予算について

経理部長 岡村 正一

主る五月十一日の臨時総会におい  
て、本年度予算案第二期二七七万円の  
議決を敢て有難うございました。

こと毎年の如く物価、賃金が上昇  
する中において、仕付経費或いは自  
然増をまかなうため昨年度会費月一  
〇〇〇円引上げたにもかかわらず、

今年度も不況、不景の経費は極力節  
減につとめましたが、再び月一〇〇  
〇円を引上げざるを得なかつたこと  
を御理解として感謝しております。

本会は予算面では経費のとおりに収入  
は百も近く半会員の会費であること  
の御了解をお願いいたします。

支出に於いては給与、備品、印刷  
費、旅費等の自然増に加え、日  
常運営費の一人二〇〇円増の八〇〇  
円に、支障交付金一人一六〇円増の  
九六〇円を負担せざるを得なく約一  
五〇万円の負担増となります。

事業部門における支出、すなわち  
編集、企画、広報、厚生、公共事業  
は併せて三二五万円、予算総額の十  
四も控であります。

この中特筆すべきものとして先述  
三十四年記念の会報特別号の発行、  
会員の事業進行上関係の深い御恩  
儀の推進に關しての署名運動の発行  
にとりかかりたいと思ひます。

一方特別会計である本会独自の互  
助会も、昨年度決算において三一〇  
万円の赤字を残しておりますが、  
会員も年々老令化する現状において  
益々強化すべきものと思ひます。

今年度も、二百金引円を原設計  
より繰入れ額を充実したいと思ひ  
ます。

今後経済、一般社会情勢の推移を  
見まわめつつ柔軟的な構想を加えて  
行くべきものと思ひます。



# 中国ブロック企西部会報告

企画部長 井 尻 富士夫

七月二十三日・二十四日、岡山市に  
於いて、中国ブロック協議会主催の  
各会相互部会連に出席しました。

企西部会の協議事項を項を道って  
報告しますと、一、報酬額の運用に  
ついて、各会の意見の交換をした結  
果、今度甲三の地域まではトラン  
クト削減をするよう指導し、報酬額  
についても、その部を適用する。

協議会とは常に密接な連絡を保ち  
相互協議して報酬額について特に相  
接する地域に於いて問題のないよう  
留意する。

妻紙写真説明  
ひよこたん様へ北市

これも晴、行くに行けない戻  
りぬ。

ナウな装のレレ、一橋。  
この五月五日降り続かならぬ約  
り健康生。総工費二億円也。  
かつてこの辺りに山田いたと  
コラン(ママのほべら)とい  
う魚の名にもなんで尚書。  
魚と人間の道徳は、常に萬た  
ちによつて感動である。

現在のところ各会共、報酬額には  
差がなく、次の協議事項の年計表の  
取替いと重複しますが、報告中の数  
字に疑問があると思われる。

年計報告の件については、昨年の  
統計から中国ブロックが特に低いの  
で、今後は、会で監査のある会員に  
ついては、事件簿、領収書等の提出  
あるいは、内容把握を命じ、適正化  
を計り、正當なる年計報告の提出を  
するよう取計らうことと合意した。

来年は、年計表が新様式となるの  
で、新様式、その他の機会を捉えて  
記録簿について指導を徹底する。  
特に、内容把握であるので、記録  
対象とは関係ないので、正確に記入  
していただきたい。

その他として、調査実態把握が改  
定されることになっておりますので、  
その説明会を九月中旬、島根県で開  
催し、各会はその後、それぞれの会  
で、説明会を開催することと、合意  
した。

以上が、企西部会の協議内容です。  
山口会としては、各支部の新設会  
に出席し、年計表の記載要領等、及  
び調査実態把握の改定による説明三  
を行ないたいと思っております。

本部たより

おめでとう  
ございます

・ 選考委員選考

大原 義典

山口支店 藤巻 隆吉

曾根 土地家屋調査士

として多年の功績に

対し、六月六日法務

大臣賞状を受けられ

ました。

・ 華本氏他五名

連合会員表彰

新本 清人、西山 善雄、中原 龍雄

各前会長及び山口支店 小田 正文会

員、宇部支店 野田 清吉、並びに

事務局長 藤田 田代子氏の六名は、

本年の山口県土地家屋調査士会に

おける貢献に対して、六月六日法務

協会連合会において、法務第三

〇周年特別表彰を受けられました。

お礼のことば

山口支店 渡邊 侃



去る  
六月六  
日東京  
におい  
て進行

された土地家屋調査士法制定三十周  
年記念式典にあたり、不再ならずも  
当局の御推薦により佐藤大臣賞状に  
名を輝かせさせていただきました。

この身に余る栄誉は、執行部を前  
所とし先細、藤巻先生の御厚徳の  
賜に深く感謝するものでございます。  
斯いにもならぬ山の結実ながら、  
尚世は全社員皆様の足手纏いにならぬ

より自戒するとはに、会の発展と期  
望の向上のため御力を捧げる決意で  
おります。  
何卒継続の御鞭撻御指導の程  
お願い申上げます。

貴重な機会の一瞬をお務りして謹  
んでお礼の詞を申述べましていた  
さました。

貴、御手ながら、設宴又は新開  
土等による波紋のお気持ちも少しお  
ありとするならば、御厚意は心から  
お礼申し上げます。御礼は心から  
お礼申し上げます。

敬啓

日和見申述書

「痛正エレジー」  
貴朝出ずまも、も分譲表  
一はチューブ・二はチューブ  
三はチューブのそのつもり  
東京・龍茶に届いたてられて  
あけておかけな法務部  
出した書類の様子はどうか  
今ごろ記入が完了あたり  
おそれおそれるに  
行方を探り、  
見られた書類のその状況  
付箋のちもはらうらうらう

資料 昭和54年受託事件数対照表

地区	土			地			建			物		
	件数	件数	%	1件当り平均	件数	件数	%	1件当り平均	件数	件数	%	1件当り平均
山口	13,903	4,131	31.8	22,006	5,884	4,336	72.0	86,538				
宇部	12,355	3,529	28.6	21,941	4,575	4,326	72.9	28,297				
柳井	3,969	1,468	37.1	31,510	4,677	3,924	83.0	30,495				
萩	7,447	1,323	17.8	36,190	3,358	1,565	66.4	25,173				
宇津	9,415	3,900	41.4	20,484	5,276	3,482	66.0	25,571				
下関	8,358	3,272	39.1	31,028	5,388	4,249	78.9	29,707				
合計	59,447	19,912	33.5	25,217	28,128	20,790	73.8	27,967				



誌上研修

# 平均二乗誤差について

本部理事 久野 操



不動産登記事務取扱手続準則(以下準則という)第 25 条第 4 項の、(国土調査法施行令別表第 4 (以下別表第 4 という)に準拠点の位置調査の制限が規定されているが、平均二乗誤差については、現状として一般性を欠いている。

それは、準拠点の位置調査は、一筆地測量において準拠点を測定する基礎とした図根点と当該準拠点との相対的測定の許容精度を示しており、平均二乗誤差とはいわば各準拠点が平均的に持っている誤差だと解説されているが、山口県下において図根点を基礎とする測量は、徳山市の一部において行われているにすぎないからである。

しかし、この応用範囲を拡大すれば、本誌の恒久的地物を図根点と設定する考え方は否定できまい。この場合、図根座標値の算定は不可能ではあるが、恒久的地物の 1 点からの平均二乗誤差の算定はできる筈である。今年度は笠原市においても、図根点設置が行われるようであるが、この平均二乗誤差についての理論的、実務的解明地解を得れば、明日からの一筆測量にも活かに役立ってことになるだろう。

## 1. 観測値と補正値

われわれは同じ条件のもとで観測しても測るたびにことごとくその値が異なる。

どれが真の値であるかわからない。たまたま一致する値であっても、それが真の値だと断定する根拠はない。そこでその真の値に最も近い値、すなわち、近似値を見つけて、これを真の値の代わりに用いる以外に方法がない。その意味において、見つけた数値を「観測値」と称し、真値ではないが最も確からしい値として、簡記しなければならない。

算術平均値は、この観測値を表わす。

$$x_0 = \frac{l_1 + l_2 + l_3 + \dots + l_n}{n} = \frac{\sum l}{n} = \frac{(l)}{n} \quad \text{①}$$

ただし  $x_0$  : 算術平均値=観測値  
 $l_1, l_2, \dots, l_n$  : 観測値  
 $n$  : 観測回数

$$\sum l = (l) = l_1 + l_2 + l_3 + \dots + l_n$$

また、観測値と真値との差を残差( $l$ )といい、次式で示される。

$$l = x_0 - l \quad \text{②}$$

また、補正値は、残差の符号をかえたもので、絶対値は等しく、観測値に補正値を加えれば、真値となるような値である。観測値の原理上、残差の符号をかえて補正するよりも、補正値として求めた値を、そのままの符号で観測値に補正する方が、思想上便利である。残差と絶対値が等しいから、同じ符号を用いると、

$$l + l = x_0 \quad \text{③}$$

## 2. 平均二乗誤差

上述の観測の真誤差  $l_1, l_2, l_3, \dots, l_n$  の 2 乗の和を誤差の総数で割った平方根を、その観測の平均二乗誤差( $m$ )という。

$$m = \sqrt{\frac{l_1^2 + l_2^2 + l_3^2 + \dots + l_n^2}{n}} = \sqrt{\frac{\sum l^2}{n}} = \sqrt{\frac{(l^2)}{n}} = \frac{(l^2)}{n}$$

$$\therefore m = \pm \sqrt{\frac{\sum d^2}{n}} = \pm \sqrt{\frac{[d^2]}{n}} = \pm \sqrt{\frac{[dd]}{n}}$$

ところで、真誤差と残差との間には、次の関係がある。

$$\frac{\sum d^2}{n} = \frac{\sum \delta^2}{n-1}$$

したがって、残差を用いて平均二乗誤差を表わせば、

$$m = \pm \sqrt{\frac{\sum \delta^2}{n-1}} \dots\dots\dots \text{④}$$

すなわち、④式は重みの等しい1観測値の誤差を平均二乗誤差で示したものである。

〔注〕1観測値の誤差という言葉の意味は、真誤差の場合、たとえば、三角形の閉合誤差  $d_1, d_2, d_3, \dots, d_n$  のように、それぞれ違った数値の一つ一つの誤差をいうのではなく、 $n$ 個の観測値全体を通じて一つの三角形の閉合誤差は、どのくらいあるかという意味で、いわば代表的に表わすところの一つの閉合誤差をいう。これは残差の場合も同様である。

測量は、その観測した値についてその最確値を求めることが目的であるから、その最確値にも、どの程度の誤差が含まれているかを調べて、最確値の精度を表わすことにしなければならない。それは、測量の結果についてこの値はどの程度まで信頼できるかということを表わす意味で、最確値に、その誤差を計算してつける習慣になっている。

ところで、最確値 ( $x_0$ ) の平均二乗誤差 ( $m_0$ ) と、観測値の平均二乗誤差 ( $m$ ) との間には、次の関係がある。

$$m_0 = \frac{m}{\sqrt{n}} \dots\dots\dots \text{⑤}$$

ただし、 $n$  : 観測回数

したがって、この式に④式の  $m$  の値を代入すると、最確値の平均二乗誤差 ( $m_0$ ) は、次式で示される。

$$m_0 = \frac{m}{\sqrt{n}} = \pm \sqrt{\frac{\sum \delta^2}{n(n-1)}} \dots\dots\dots \text{⑥}$$

この⑥式が、別表第4に示されている平均二乗誤差である。

【例題1】

2点A Bの距離を同じ条件、同じ要領で3回測って、次の値を得た。

115.237 m    115.240 m    115.232 m    A Bの距離を求めよ。

【解答】

同じ条件で、しかも同じ要領で測ったのであるから、観測の重みは等しい。したがって、⑥式から

測定値 ( $m$ )	$\delta = \ell - x_0$ (mm)	$\delta^2$
$\ell_1 = 115.237$	+ 0.7	0.49
$\ell_2 = 115.240$	+ 3.7	13.69
$\ell_3 = 115.232$	- 4.3	18.49
$x_0 = 115.2363$	$\sum \delta = + 0.1$	$\sum \delta^2 = 32.67$

算術平均値： $x_0 = 115.2 + \frac{0.037 + 0.040 + 0.032}{3} = 115.2 + 0.0363 = 115.2363 \text{ m}$

よって、 $x_0$ の平均二乗誤差は  $m_0$  は

$$m_0 = \pm \sqrt{\frac{\sum \delta^2}{n(n-1)}} = \pm \sqrt{\frac{32.67}{3(3-1)}} = \pm 2.33 \text{ (mm)}$$

$$\therefore x_0 = 115.236 \pm 2.3 \text{ mm}$$

2.3を切り上げて = 115.236 ± 3 mm

〔注〕 最確値に誤差をつけて精度を表わす意味は、上記の場合、この値は115.239 m～115.233 mの範囲は保障できないが、115.240 m以上となったり、115.232 m以下になるようなことはないという意味である。いかえれば、この測定精度は、

$$\frac{0.003}{115.236} \div \frac{1}{38.400} \quad \text{ということである。}$$

### 3. 実際問題として

図根点からある筆界点までの距離を同じ条件で少なくとも3回以上測定すれば、直ちに例題のとおり計算ができ、平均二乗誤差の値を求めることができる。

われわれが行う一筆測量において平均二乗誤差を算出するための距離の測量は、普通3回位でよいのではないかと思う。当初に述べたように、山口県下において図根点設置箇所は僅かであるが、恒久的地物の1点から、筆界点までの測距を行い、平均二乗誤差を算定し、同時に、その1点から筆界点の相対的角度をも測定しておけば、境界点復元の場合にも役立つものである。（以上）

〔注1〕 この稿は中川徳郎著「図解測量演習」を参考にさせて戴いた。

〔注2〕 1つの未知数の値を求める場合、同じ条件で行われたn個の観測値(同一重量)があるとき、この最確値の観測値全部の算術平均値であるが、いまn個の観測値を $l_1, l_2, l_3, \dots, l_n$ としその最確値を $x$ とすれば観測値に伴う誤差方程式と重量は

$$\left. \begin{aligned} l_1 - x &= \delta_1 p_1 \\ l_2 - x &= \delta_2 p_2 \\ \dots\dots\dots \\ l_n - x &= \delta_n p_n \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \text{㉞}$$

であるが、これらは同じ条件で観測されたものであるから、重量は等しい。

$$\therefore p_1 = p_2 = p_3 = \dots\dots\dots = p_n = 1$$

最小二乗法の根本原理は、誤差の二乗の総和を最小にするよう解くことであるから

$$\delta_1^2 + \delta_2^2 + \delta_3^2 + \dots\dots\dots + \delta_n^2 = \min \quad \dots\dots \text{㉟}$$

㉞式と㉟式で

$$(l_1 - x)^2 + (l_2 - x)^2 + (l_3 - x)^2 + \dots\dots\dots + (l_n - x)^2 = \min \quad \dots\dots \text{㊱}$$

となる $x$ を求めればよい。

このため㊱式の右辺を $x$ について微分したものを0とおいて解く。

$$2(x - l_1) + 2(x - l_2) + 2(x - l_3) + \dots\dots\dots + 2(x - l_n) = 0 \quad \dots\dots \text{㊲}$$

$$\therefore nx - (l_1 + l_2 + l_3 + \dots\dots\dots + l_n) = 0$$

$$\therefore x = \frac{l_1 + l_2 + l_3 + \dots\dots\dots + l_n}{n} = \frac{\sum_n}{n} \quad \dots\dots\dots \text{㊳}$$

㊳式によって算術平均値は最確値であることがわかる。

〔注3〕 〔注2〕の $(l_1 - x)^2$ の微分は $y = (l_1 - x)^2$ において、 $u = l_1 - x$ とすれば

$$y = u^2 \quad \frac{dy}{du} = 2u = 2(l_1 - x)$$

$$\frac{du}{dx} = -1$$

$$\frac{dy}{dx} = \frac{dy}{du} \cdot \frac{du}{dx} = (-1) \times 2(l_1 - x)$$

$$= 2(x - l_1)$$

以上



## 防長席

## 小骨少々

山口支部 木下 勝

私は、山口県司法書士会の月報「桐友」誌上に、屢々種々の論稿を載せて貰っている。

それは、人をして言わしむれば、極めてユニークであるという。

当局を刺激するかもしれない部分も少なからずある。そのせいか、心ある会員には好評を以て迎えられているという。

或は、見方によれば、まるでドンキホーテが槍を振り回している様なものかもしれないが、なまじ、憲法などというものを、一頓熱心に学んだばかりに、わが業界周辺に、私の憲法感覚をいたく刺激することが多いのに業を煮やした迄のことである。処で、日本国憲法第二十一条第二項に曰く、検閲は、これをしてはならない、とある。

これは、人権規定全てに通ずること乍ら、本来、公権力の行為を制約するものではあるが、民間に於ても、その精神を汲んで行動することが望ましいに決まっている。にも拘らず、当局への遠慮からか、嘗ては、しばしば、私の論稿は掲載前に修正を受けたものであった。しかし、現在の

広報部長は、憲法感覚豊かな法学徒である。お蔭で、私は検閲を受けることなく言論の自由を享受させて貰っている。

本会の広報部長も、言論の自由を尊重することにかけては人後に落ちない。だからこそ、私の論稿がどんな相向を有するか、十分承知の上で、「一つ、大骨小骨のあるヤツを書いて下さい」と言われる。

そこで今回は、まず手はじめに、当局批判の、いわば大骨は抜きにして、取敢えず小骨少々あるところを述べてみることにする。

さて、私は、司法書士会の、報酬研究委員長というのをやらされているが、私の個人的見解は、ともすると、この公的な同書の枠を、突き破り勝ちとなる。

まさに、奥野法相の置かれたのと同じ立場である、と言ったら、向うが苦笑するかもしれない。

彼が、右に外れていることは確かだが、私は果してどちらに外れていると言うべきか。即ち、私の見解では、司法書士は、法律家であるべきだし、実定法上も、昭和五三年改正

法で、法律家として認知された、と  
いって良いと思う。

然るに、その報酬体系は、依然として  
代書業務に対するそれである。

私は、これに強い不満を抱き、書  
て「桐友」誌上に、「現行報酬体系  
を批判する」と題する一文を載せた  
こともある。意識の高い大方の司法  
書士も同様に考えているとみえ、毎  
年へといつてもまだ二回だが、日司  
連総会に於て、報酬規定の抜本的改  
訂を求める決議案が提案され、満場  
一致可決されている。本年も、山口  
会の難波会長が提案し、全会一致可  
決されたところである。

一方、調査士業務に対する報酬に  
ついては、我々の知識や技術に対す  
る評価ともいふべき、調査測量及び  
申請手続の報酬額の絶対額が決して  
満足すべきものであるとはいえない  
が、報酬体系そのものについては、  
附則第三項の運用を通じて、不十分  
乍らも、要した労力に応じた報酬額  
を算出する途が開かれている点、よ  
り合理的な体系であると思う。

従って、問題は当局にあるよりも、  
むしろ斯様に比較的合理的な報酬規定  
であり乍ら、会員中に、殊更自己の  
知識、技術、労力を過小評価して、  
或は故意に事件誘致の目的を以て、  
報酬のダンピングをする者のある点  
にあると言わなくてはならない様に  
思う。

ピングは論外として、困るのは、隠  
れたるダンピングである。この隠れ  
たるダンピングの態様は、いろいろ  
考えられるが、例えば、

①トランシット測量等、精度の高い  
測量を行い、当然2表を適用すべき  
事案であるに拘らず、「悪貨は良貨  
を駆逐する」グレシャムの法則に従  
って、1表面ち平板測量の報酬水準  
に合せてしまう。

②高い難度指数を付すべき事案であ  
るに拘らず、当該指数を乗じない。  
③出張旅費を全く算入しない、又は  
実際より低減する。

④通常の業務範囲を超えて労力を費  
したにも拘らず、これを算入しない。  
と言ったものが考えられる。

これらを総括すれば、何れも、自  
己の知識、技術又は労力を過小評価  
しているところに共通点がある。そ  
んなに自己の価値を卑しめて迄事件  
を誘致したいのかと、皮肉の一つも  
言いたくなるが、中には、相手が、  
ともかくも不動産を所有する、立派  
な中産階級で、我々の報酬など、そ  
の不動産の価値に較べれば、おおよそ  
問題にならないということを見越して、  
人様の懐具合まで心配して差上  
げて、「こんなに高くは戴けません」と  
と遠慮したり、「自分が承知で犠牲  
を払うだけだから良いではないか」と  
いう様に、単純に、善意でダンピ  
ングをしている人もあるかもしれない。



しかし、この様な行為の困った点は、たとえ、善意であっても、当該行為は、他の会員の足を引っ張り、調査士の社会的地位の向上を妨げることに変わりはないという点である。

多勢の調査士と接する機会のある不動産業者などが、正しく計算された報酬額を「高い」と称するのは、一方に斯かる善意の「ダンピング」をする会員がいるからである。

考えてもみよ。単純に算術計算してみても、報酬が、平均二倍ならば、半分の事件数で同じ収入が得られるのだから、そうあくせくしないでも生活でき、余暇には、高い社会的評価に堪えるだけの勉強ができ、更に会務に奉仕する時間も十分とれることになる。

これが、逆に報酬額が平均二分の一になったらどうか。自分の意志で、半額にダンピングしても同じことである。同じ収入を得るのに二倍働かなくてはならない。勉強や会務どころではあるまい。

これでは日雇人夫と同じで、到底知的職業と言うを得ない。世間の評価もその線から一步も向上しないのではあるまいか。

報酬ダンピングを、事件誘致の目的でしたのなら固より違法であるが、仮令、善意であっても、正当な報酬を得ようとする行為は、如上の様な形で他の会員の足を引っ張り、ひいては調査士全体の社会的評価を

低からしめることに思いを到さねばならない。斯かる行為は、一人よがりの独善的行為にすぎないというべきである。

斯かる行為が結果として自分の首をも締めることになるというところに気がつかない程、彼らは愚かなのであろうか。所謂薄利多売を心懸け、仮令一円でも他より安くして事件を誘致し、稼げるだけ稼ごうという心根、斯かる商人的態度を拒否するのが、品位保持、不当誘致禁止の注意に他ならない。

司法書士同様、調査士にも斯かる規定のあること自体、調査士も亦、ビジネスでなく、プロフェッションであることの表徴なのである。

茲で断っておくが、私は私利私慾から報酬をダンピングする会員を攻撃しているのではない。たとえば、電話帳を見て、調査士に片っ端から電話して、一番安い所に頼む様な連中、或は、安いと定評のある所へ依頼する不動産業者など、私は来て貰わなくても良いのだ。

又、半ば駆け引きでもあろうが、「他所は斯く斯くの安い料金でやっている」などと言って牽制する手合に妥協する程弱腰でもない。

従って私は現状でもちっとも困らない。たとえ開業十年にして未だ書て五十件台に達したのが前後二回しかないとしても、それは私の業務に対する姿勢の拠って来る処の当然の

帰結にすぎないと思っている。

私は唯、調査士の社会的地位の向上の為に、報酬ダンピングこそ最大の障害の一つであるということに強調して言っているのである。

次に、同じ様に調査士の社会的地位の向上を妨げる行為を、もう一つだけ挙げておこう。

それは、報酬の集金をするという行為である。それは本人なら無論のこと、補助者にさせても同じことである。

それは、自由診療時代の医者が、看護婦に医療報酬の集金などさせたから、世間の物喰いになったであろうことを想起してみればわかる。

前述の様に、私は、調査士も亦、医師と同様、ビジネスに非ずしてプロフェッションの範疇に入らと思っ

ているが、そうだとすると商売人の様に集金なんかするのは以ての外ということになる。

法務局では、我々のことを「業者」などという不愉快な呼称を以て呼んでいる様であるし、又、民事局の高官の中には、公共嘱託登記に関連して、司法書士や調査士も一種の高売なのだから、発注官庁を巡って注文取りの努力をせよ、みたいなことを言う人もある。

これは、明らかに、法律に於ける我々の性格規定、即ち我々の職務のプロフェッション性と矛盾する。商

売なんてことを言うのなら、不当誘致を禁ずる必要はないではないか。

商売だったらむしろ公取委の言う様に競争の制限になってしまふ。そこで御用聞き類似の行為をやっても構わないのなら、集金ぐらいやっただけでどうということはない、ということになって本論の如きは根底から覆えされてしまう。

個人としてはいけなさが会としてやるのなら良いというのか。頭を下げて、報酬をダンピングして事件を誘致するという点では同じことではないか。へこうは言っても公職委員諸氏の御苦勞、御功績を否定しているのではない。厭な役をよくぞ堪えて下さったと思う。

とうとう我々も八百屋並にされてしまったか。それにしても当局の御都合主義には呆れてしまふ。抑々、嘱託登記の書類の悪さにキトホト困り果て、事態改善の一方方法として嘱託登記を我々にやらせる様検討しようと言いだしたのは当局ではなかったか。それが仲々実現困難だということになると、今度は、我々の性格規定を枉げて迄、注文取り、御用聞きをやれと言う。

大骨抜きのもりで始めたのに、とうとう大骨も少々入ってしまった。喉につかえない様御用心あれ。

処で、報酬請求権と雖も債権に相違ないのであるから報酬支払債務は持参債務であって取立債務ではない。

集金に行かなければならないことが初めからわかっている様な依頼人なら、事件の受託そのものをしないことである。集金杯というミットモない事をしなくても銀行振込というスマートな方法もある。それすらしない横着な相手なら訴訟をすればよい。

「何もそこまでしなくても」という人があるかもしれないが、これなどみんな同種の請求なのだから、兄弟会の誼で、司法書士会に指導して貰って、定型化した訴訟のパターンを覚えておけば各自で簡単にやれるのではあるまいか。

これをやるメリットは、調査士というものを軽くみて書いている連中、一へこういう手合が、とかく報酬を値切ったり、払わなかったり、集金にこさせたりするのだ。一に、調査士も亦法律知識を有する者であることを知らしめ、所謂コワもてをさせることができ、社会的地位の向上に役立つという点に在る。

安い報酬で受託したり、ヘイコラ、ヘイコラ集金に歩いている様なことでは、調査士の社会的地位の向上は覚束なく、いつまで経っても低い報酬水準に甘んじなくてはならず、従って勉強する暇もなく、朝から晩まで、寝るまも惜んで働かなくては喰えないものだから、役員なんかやる余裕もない、仮令なつても会務に割ける時間などありはしない、だから

良い加減にお茶を濁すということになる。

それでも役員を引受けるのはまだ良い方で、お鉢が回って来そうになると逃げまわる、つまり会への帰属意識の稀薄な、わが事のみ考える会員が増え、会が弱体化するということになる。

会が弱体化すれば、会員の社会的地位の向上も遅々として進まないであらう。

この悪循環を断ち切る為には、会員各自が自覚して、何事につけ、万事毅然たる態度をとる以外にない。そうすれば、自ら報酬ダンピングその他調査士の品位を担う様なことはできなくなるであらう。

と、ここまで書いてきてハタと気がついた。

本当に本稿を読んで欲しい会員は、本稿を読む暇もない位、忙しいのではないかということである。

斯くてはもう何をか言わんや、これではいくら三好会長がシャカリキになつてもかなわぬことである。笛吹けど踊らず、とはこの事か。

### 随筆

## じじい馬鹿

本部理事 久野 操

昭和五十五年七月二十日、私も、人並みに「おじいちゃん」の肩書をつけてもらった。私より若い人達がすでに同じ肩書をもっている中で、むしろおそすぎる位だとは思っていたが、はじめてその肩書をもらってみると、嬉しい気もするがその反面、「おじいちゃん」と呼ばれる年になつてしまったのかと何だか淋しい気もする。

何はともあれ、まるまるとした男の児が、ものの見事に初孫として生ぶ声をあげたのであるからめでたい限りではある。

自分の子より、孫の方が可愛いというをよく耳にするが、果してそうなのかどうか、誕生後十日足らずではその実感が湧かない。子と孫とどちらが可愛いかを比較するのもおかしい話だろう。子の立場や位置づけと孫のそれは、すでに次元の違うものであって、比較するそのことがそもそも誤りであらう。まあ、しかし、スヤスヤと眠っている無邪気な顔、ギャギャと無心に泣く声……又何なしに愛らしいと思ふ。

今の今まで、母親の胎内で、羊水という一つの液体の中に、約十ヶ月間浮遊して育ってきた一箇の尊い生命が、母体から離れた瞬間に、呼吸を始め、小さな口で乳を飲みはじめ。僅か身長五十センチメートルたらずの可愛い肉体に、これから生成発展して行こうとする驚愕的生命力をひしひしと感じて、身のひきしまる思いがする。

誕生後ちやうど一週間に退院した。土曜日の午後である。好きな冊甚もその日は休んで簡単な寝台を作った。勿論、娘ムコと合作である。縦七十センチメートル、横五十センチメートルの枠を組み、高さ約十センチメートルの脚で固定した。脚のさきにはボロキレを巻きつけ殺虫剤を吹きつける。わが家は山の近くにあって大小の蟻やムカデと同居？しているのだから、それを防ぐためだ。作り上げたときは、全身汗ビッシュヨリだった。

じじい馬鹿の第一号だと冷かされるかも知れない。



じじい馬鹿もいろいろあると思うが、世にあつたのだじじい馬鹿だけにはなりたくない。もつともっと大馬鹿所からみた馬鹿のじじい馬鹿になることを心掛けたい、それがためには、私は何を考え、何をやる、何を三振すべきであろうか。

私は寅拍子もない方向に展開してしまふ。

鈴木内閣誕生後部もない内閣、私の大案不意に思うことが、マスコミを驚かせている。村中、

「寅拍子舞の九、七、ハイセント間、開く教い……」

このニ、トリスを聞き出したり、騒動したりする目的のいろいろ。人も



### 開募大会てんまつ記

今年の須美合同開募大会は八月三十一日開催された。折あしく前日の集中豪雨のため三日になって参加できなかった会員の方もあつたが、それでも愛好者十五名の参加を入れて、河津会館の二階は終日、なごやかな雰囲気つづきました。

試合は松崎七名(一級以上)と、竹原十名(二級以下、合算成績二名)の二グループに分かれて開始、それぞれ五戦五勝五敗方式で熱戦を展開。結果は松崎優勝三好会長(五戦全勝)

数多くあることだと思ふが、私は、このニ、トリスを知らぬ開募かもしら不吉な予感が襲来をかすめた。

やれ徳義とか、やれ何とかと、政府の要人はいろいろと道理固をつけながら助成予算の増加に邁進しているようであるが、また、そう、わが国は戦前のあのいまわしい軍事国家に逆もどりしようとしているとしたら思えない。

議案予算の増加を助成予算に私に言わせれば軍事予算につきまはつちには、予算的に身動きできなくなる可能性があるのは必定であらう。ここで新上にはぼつてくるのが、憲兵制の復活である。

かつて、私は前年配の女子が、何か五戦五勝のほがき一敗で軍隊に召集

され、人間とは思えない愚昧の生活と苛酷な訓練を体験され、あびくのほがき愚昧のない新しい命までも現世にしてきたことを思うとき、また、人間同志が国と国との戦争という苦痛のもとに残酷な殺し合いをしてきた過去の歴史を踏まえて、何ら体面を踏んで生きて生み残つた私や、多くの世のおらいいやん達は、可愛い保護を再び戦場に送られてはならない大きな責務があると思う。

日常茶飯事の「じじい馬鹿」を私は否定しない。いや、私は世間の人達がどのようによつても、定例でもありきたりのじじい馬鹿として孫に接して行くだろう。しかし、世界のすべての戦争に反対し、平和にし



竹原優勝村信先生(五戦全勝)となり、両君優勝の結果、優勝カップは三好会長の手に輝いた。折に午後六時。

今年の大会は大雨による不参加や開始時間の遅れをみるというワザもレゾがある。たが、それでも通路上

で豊かな精神と生活を作つてやること、孫に与える最高の贈物であり、じじい馬鹿のよいたるものであると思ふがどうだろうか。そしてこれは、名もなく力もない私一人の叫びではなく、誇い子や孫をもつ世界の多くの親や、親父母達の切実な祈りであり、願ひであると言つて過言ではあるまい。

結果に福山市川口前、松本有松子夫人(十歳)の作、た詩を引用させて置くことをお許し願ひたい。

ここは広島、戦争で死人だ、命も奪つていきました、

原爆のまですと

世間の哀運よ、広島においで、明日に別れて、年輪をつくらう、

娘はに向つて、平和をいのらう。

開募区から携来選手村中先生も熱せ寄せられて健闘された。各先生方、北中側、六四寸四方の天幕に日頃の選手は驚く惜み、満開運動の有意義な一日であった。

なお、今年の参加者並びに一位はり十位までの入賞者は次の通り。

一級不戦、松崎勝一

小嶋祐男、二好東夫(優勝)、渡辺侃(九位)、久野謙(六位)、松本健雄、石田善(十位)、藤田清生、谷村健一(二位)、中村正樹(八位)、野村信(五)、渡辺健行(四位)、原田清貴、渡辺健(七位)、安本健一(五位)、藤本真士(三)、渡辺士全事務局(実行記)



# やぶにらみ下関地名考(2)

下関支部 前田博司

## どこまで登びても海と山

たいていの港町には、たとえば大阪の船場、長崎の船大工町、本博多町、函館の船見町といった港町らしい町の名がいくつも見られるものだが、下関にはどうしたものか、観音崎・竹崎・長崎・伊崎などの崎、や入江・細江といった江、あるいは壇の浦・今浦の浦、など自然地形に由来する地名ばかりが目につく。

これは唐戸地区から開けていった下関の町並みが、乏しい汀線に張りついた格好で横へ横へと延びていったために、いきおい地形地名が優位を占めたということもあろうが、江戸時代以下関の町が長府藩(豊前田以東)・清末藩(伊崎、竹崎)・萩藩(新地)の三つの別個の統治地区に分けられていたためか、他の港町と比べて、港町全体としてまとまった発展がなされなかったことによるようにも思われる。

それぞれの職業的な集団の住み分けによって、たとえば萩市に見られるように、油屋町・石屋町・今魚店町・呉服町・米屋町などの職業地名、は下関の旧市内では成立しなかった。その点、長府は国府所在の町として成立し、ひきつづいて城下町として発達してきたためか、金屋町や紺屋尻といった職業地名が現存している。

町はマチともチョウとも読むが、下関では古くからの町の名はほとんどがチョウであり、明治年代の下関市街地図には、丁と記されているものも見受けられる。

長府でも古くからの町家のあるところは、チョウと呼んでいる。

「山口県地名明細」によると、かつての下関の町には、チョウの下に通称の地名としてマチというブロックと、小路(しょうじ)と呼ぶ通りが存在していた。

この場合マチは道で周囲を区切ら

れた一郭を示し、小路は通りをはさんで一帯が生活空間を共有している地域を称していたものらしい。

従って当時の小路の名には、はまぐり小路・さざえ小路・徳利小路・千年小路・万年小路・いろは小路などまことに庶民的な命名がなされていて興味深い。

第二次大戦による戦災によって下関の市街地が壊滅してから、これらの小路はほとんど見受けられなくなりこうしたチョウとマチとの微妙な区分も日本語から消えていってしまったものか、比較的はその由来が新しい町の名は、当今の新設町名も含めてマチと呼ばれるほうが多い。

市街地の人口が増すにつれて、行政上の便宜から従来の町がいくつかの区域に分けられるが、下関では地形上どうしても東西に分割されることになる。

南部(なべ)、細江などがその例だが、面白いことに下関では、西側が圧倒的に優勢であった。

西之端(にしのはし)、西南部(にしなべ)、西細江など、それと対応するはずの、東の地名が当初からないか、あっても著名ではない。

これは、下関の町並みが、赤間町附近から西へ西へと発展していった名残りのかもしれない。

もっとも、現在では西南部・西細江がそれぞれ南部町・細江町と当初

の町名に復帰しているのは、下関市の西への発展が一段落した現状を象徴的に物語っているようにも感じられる。そういえば、西之端の地名も今はバスの停留所名として残っているにすぎない。

下関の町並みは、当初は海岸の通りの山側に町家が軒を列ねる、片側町であったのが、やがて通りの海側をも人家が埋めつくし、さらに背後の丘陵を町並みがいよいよのぼっていった。

したがって、次に出来てくる町の名は、上田中、上新地などと、上(かみ)の呼び名をかぶせたり、茶山・笹山・丸山・桜山などと、山付きの町名であった。

明治以降、市街地の拡大につれて次々と新しい町名が誕生した。

大正年間の市街地図を見ると、年号に因んだ大正通りや、火薬庫通りといった物騒な地名が記されている。こうした戦前の通称町名の多くは、その後行政区画の変更などでその町名が正式に採用されなくても、バスの停留所の名称などで、たとえば、新聞町などと随所に生きながらえている。

やがて長門の国名を取ってか、長門町が生まれ、ついで竹崎神の埋立て地に大和(やまと)町という壮大な町名も誕生した。

だが港町でありながら、現在下関には、港に関係ある町名は、なぜか

長府の、港町・を除いて外に見あたらない。

まことに不思議な、港町・である。

## マチマチのまちニュータウン

関西町という町名がある。

下関の西部にある町だから、そう名付けたのだらうと思うのは早合点すぎる。

実は、そこに関西小学校があることから、いっしかその近くの通りを関西通りと呼び、それが関西町となつた次第。

この関西小学校は、明治六年竹崎に設けられたのを、昭和三年に現在位置に移したものである。

向洋町というのも、ここに向洋中学校があることに由来している。

下関では、戦後新設された中学校に文洋・玄洋などと海にちなんで、洋・を付けて命名しており、向洋に設置された中学校ということに向洋中学校とした。

それが、めぐりめぐって向山町とは別個の向洋町が成立する機縁となつた。

下関市立大学が山の田に設置されたのは、昭和三十七年のこと。

やがてその周辺が開けてきて、町名をつける必要が生じたとき一帯を「大学町」と称した。

神社や寺の所在によつて、金比羅町、阿弥陀寺町とするならともかく、

それと同じ発想で公式に大学町と命名するとは、オラが町にも公立の大学がアルデョといった田舎ッペーのつっぱりよりがうかがわれる。

地名というものは一種の文化遺産でもある。すでにそこになくなつたものが地名では、今たに生きつづけていることがある。

東駅という地名がある。今もサンデンのバス停にその名をとどめているが、かつてここは長州鉄道という私鉄の終点で、東下関駅といった。

当時、後田の別府という所に設けられたこの駅から小串まで大正三年から十四年まで列車が運行していたのである。

大正十四年にこの路線の内幡生小串間が国鉄に買収され、その後山陽電軌が残りの部分を購入し、電車の軌道の一部としたのだが、東下関駅の名はそのまま継承され、電車が廃止された今も東駅の名はバス停の名に残っている。

その付近一帯の正式の町名は別山町となり、東駅の地名が消えるのも、そう遠くはあるまい。

綾羅木本町・川中本町・関西本町などと本町を名乗る地名も多い。

本町というそのままの町名もある。こうした本町は、由来をたどつてみると比較的新しく成立した町であることが多い。

さらに、その地区に新しい住宅地が出来ると、今度は綾羅木新町・長崎新町・新松原町などの、新町・町名が誕生する。

そういえば新幹線で、新・がつく駅名はすべて、その町の中心地から遠くはなれている。

方位によつて地域を細分化するのも時の流れとやらで、山の田は下関の副都心の一つにすら数えあげられるほどの発展ぶりを反映してか、東北南北に加えて本町、中央町もあるほどのにぎやかさ。

副都市候補地の秋根も、方位のフルセットに加えて、本町が中央に位置している。

新垢田は東西南北の各所に何丁目の尾びれすらついているありさま。こうした全方位完備の町名は主として区画整備実施の地域に多く見受けられる。

また新たな町名のスタイルとして二段切れの町名がある。

たとえば彦島の町名は彦島木村町などとすべて広域地名をその頭に冠せるやりかたで、長府羽衣町、王司観音町、田倉御殿町、梶栗松風町など、こういう町名が最近ことに目立ってきた。

田倉御殿町は、そのすぐ西に幕末

長府の殿様が外艦の砲撃をさけて移りすんだ勝山御殿跡があることから名付けられたものだが、これでは田倉御殿という旧跡があったように錯覚してしまう。

長府羽衣町は、長府松原町の上手に位置し、松原・の上にあるのは天女の羽衣という洒落から命名されたのだが、そのうちに三保の松原ならぬ長府の羽衣伝説が成立するかもしれない。

長府に千鳥ヶ浜という干拓地があり、その名のように海辺は水鳥の楽天地となつている。

最近この山側国道沿いに、千鳥ヶ丘団地なる造成地が出現。

現代ではコマーシャルのためならば千鳥すらも陸にあげる世相になつてしまったらしい。

住居表示の実施によつて、長崎・が長崎新町、長崎中央町といった名称でかなり内陸部にまで及んでいるのは、本来の海岸地名、長崎・の意味が忘れられてしまったからか。

それはまだしも、長崎町一丁目があつて、二丁目は地図のどこを探しても見当たらない。

おそらく、次の住居表示実施の際に、その二丁目を設けるつもりだったのが、住民の反対か何かで二丁目予定地が蒸発してしまつたものらしい。まさに現代の怪談としか言いようがない。

# 抄人物長防

## 長州人のこころ

(1)公共の利益のために、個人の権利が多少制限されてもやむをえない。(一位)

(2)多少自分の考えに合わない点があってもみんなの意見に合わせた。(一位)

(3)人間には、それぞれに応じた生活があるのだから、あまり不満を持つべきではない。(一位)

(4)税金があがっても、社会福祉をもっと充実してほしい。(一位)

(5)天皇は尊敬すべき存在だ。(一位)

(6)国や役所のやることには従っておいたほうがよい。(二位)

(7)世の中が変っても農業は国の基本だと思ふ。(二位)

(8)ふだんの生活はできるだけ切りつめてお金や財産を残したいと思ふ。(三位)

(9)子どもの教育には生活をきりつめても金をかけるべきだ。(三位)

(三十三) 今の世の中では自分のことばかり考えて、ほかの人のことには無

関心の人が多いと思う。(三位)

今の世の中では、義理人情がすたれて暮しくくなつたと思う。(三位)

今の世の中では、実力があっても、学歴がなければなかなか社会で認められない。(四位)

昔からあるしきたりは尊重すべきだと思ふ。(四位)

40年以上の人の言うことには自分をおさえても従うほうがよいと思ふ。(四位)

男と女では全体として能力に差があると思ふ。(四位)

今の世の中は大きな組織の力が強すぎて一人一人の庶民は無力だと思ふ。(五位)

この世の中のどんなものも人の心もすべて滅びやすく変わりやすいものだと思ふ。(五位)

おだやかで変化のない生活がしたいと思ふ。(五位)

これは、昭和五十三年にNHKが全国調査をしたときの質問事項の結果であり、カッコ内はそれぞれの項

目における全国各県の内の山口県の順位を示したものである。

このアンケートにおいて、今住んでいる所は住みよい所だと思ふという意見は、四位。

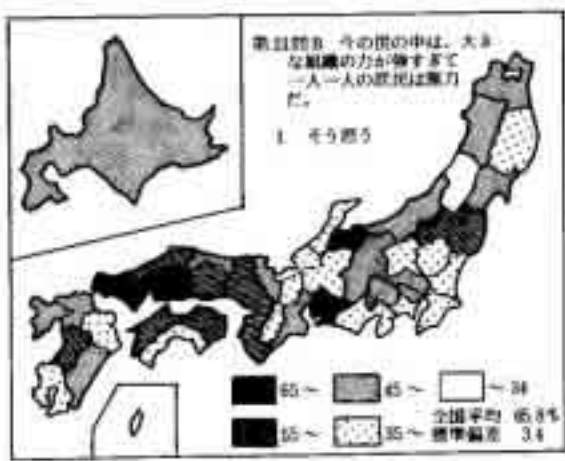
山口県が好きという意見は、全国四位を示しており、こうしたアンケートの内容とともに、愛郷心においても山口県内は全国四位のパロメーターをあらわしている。

ちなみに、自分の県が好きだとする全国ランクの上位三県は、宮崎、北海道、静岡の順となっている。

このNHK全国県民意識調査をまとめた『日本人の県民性』という書物には山口県民の性格を次のようにとりまとめている。

「山口は全国でももっとも伝統的な価値観が生活のなかに生きています。天皇や国、役所についての考え方、あるいは古くからのしきたりに対する態度、また、現状に満足する生活態度などはその典型的な例である。明治維新の長州藩の活躍に誇りを感じる人も、ことに年配の人には多い。

山口ではまた、おだやかで変化のない生活を望んでいる人が全国的にみて多い。今の世の中については、義理人情がうすれ、利己的な人が多くなつたことに不満を感じる人は多く、また学歴偏重の傾向に対する批



判も強い。

人とのつき合いは絶じて親密で、近所どうしの競争意識も強くない。地元政治家をもちりたてる気持や市町村の政治への関心は比較的に強い。

山口の人びとは土地の言葉や愛し、県の自然や歴史に愛着をもっている。

そして、山口県が好きだといふ人が多い。

山口県は大きく分けて周防、長門に分れるが、人びとの考え方の地域差は非常に小さい。

そして「自然に恵まれた歴史と伝統の国」というのが県民による山口県の評価ということである。



会務報告



四月	五月	六月	七月	八月
一日(火)	〇日(土)	五日(木)	〇日(木)	八日(金)
二日(土)	一日(日)	六日(金)	五日(火)	九日(土)
五日(火)	七日(土)	七日(土)	七日(木)	一〇日(日)
七日(木)	八日(日)	八日(土)	八日(水)	一一日(月)
九日(土)	九日(月)	九日(日)	九日(木)	一二日(火)
二八日(水)	二八日(水)	二八日(水)	二八日(水)	二八日(水)

表示登記の日、無料相談 県下十一カ所に於て行なう  
 監査会(於司調会館) 会則変更案検討  
 総務部会(於司調会館) 理事会提出議案審議  
 部長会(於司調会館) 理事会提出議案審議  
 理事会(於司調会館) 総会提出議案審議  
 法・司・調三者協議会(於司調会館)  
 総会打合せ(於防府市)  
 第三三回定時総会(於防府天満宮)  
 字部支部総会(於宇部市) 会長出席  
 総務部会(於司調会館) 五五年度事業計画の実施についで他  
 企画部会(於司調会館) 同右  
 日調連総会(於東京都) 会長・西山副会長出席  
 岩国支部総会(於岩国市) 井尻部長出席  
 徳山支部総会(於徳山市) 新本副会長出席  
 山口支部総会(於山口市) 西山副会長出席  
 萩支部総会(於萩市) 三好会長出席  
 下関支部総会(於下関市) 中原副会長出席  
 推進員協議会(於司調会館) 五五年度研修計画についで他  
 理事会・支部長会合同会議(於司調会館) 地図整備対策についで他  
 登記課との協議会(於司調会館)  
 総務厚生部会(於司調会館) 会則施行規則他審議  
 法・司・調三者協議会(於司調会館)  
 中国ブロック各部会担当者会議(於岡山市) 会長他六名出席  
 総務部会(於司調会館) 会則施行規則の審議・証紙点検調査等についで  
 中国ブロック会長会(於広島市) 五五年度決算報告、五五年度事業計画・予算案審議他  
 企画部事務研修会(於防府コープビル) 出席者一名  
 〇名  
 総務部会(於司調会館) 会則施行規則の審議他  
 司調親睦囲碁大会(於司調会館)

行事予定

九月	二日(火)	法務省民事局清水第三課長来山
	八日(月)	県下一斉に証紙点検調査等の実施
	三日(土)	自主支部長会(於萩市)
	三日(土)	調査測量実施要領改訂版についての研修会他(於島根県玉湯町)
	六日(火)	定例綱紀委員会
	七日(水)	会館運営委員会
	二〇日(土)	総務部会
一〇月	二六日(金)	中国ブロック協議会総会(於岡山市)
	〇日(金)	法・司・調三者協議会
	一日(土)	中間監査会
	五日(水)	司調共催ソフトボール大会(於徳山市)
	中旬	理事会
	二六日(日)	
	二六日(日)	
	一月下旬	

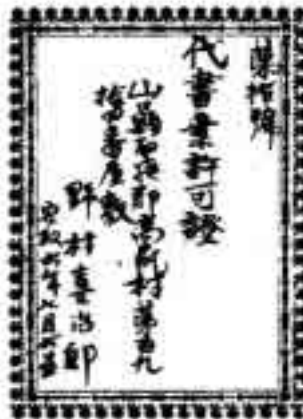
資料

代書業許可証

(瀬口宇部支部長 提供)

明治四十三年付けの山口県船木警察署小野田分署発行の「代書業許可証」。

(十二・五センチ×八・五センチ)



お知らせ

### 会員異動状況報告 (四月―八月)

#### 一、入脱会状況

支部	氏名	異動年月日	異動事由	事務所
徳山	前田 隆男	五五・四・一	入会	徳山市岐山通三丁目五番地
徳山	長尾 兼男	五五・四・七	入会	下松市大字西豊井一七四三番地
宇部	本光 誠二	五五・五・八	入会	宇部市常盤町一丁目六番一八号
岩国	榎川 公賢	五五・四・二四	脱会	(廃業)
宇部	金子 賢輔	五五・八・二八	脱会	(廃業)

#### 二、事務所変更

支部	氏名	異動年月日	異動事由	新事務所
岩国	東 章	五五・五・一	事務所変更	熊毛郡田布施町大字下田布廊九六七番地の三
徳山	平井 敏生	五五・五・一	事務所変更	大島郡久賀町大字久賀四一五七番地の二
徳山	新谷 賢治	五五・五・一	事務所変更	徳山市大字徳山四九八一番地の四一
徳山	重安 義美	五五・五・一	事務所変更	徳山市大字久米一四〇三番地
徳山	谷村 健一	五五・五・一	事務所変更	徳山市岐山通二丁目一五番地
徳山	岩本 利彦	五五・五・一	事務所変更	下松市大字西豊井字柳一四五八番地三
徳山	中村 常木	五五・五・一	事務所変更	新南陽市大字富田二四二四番地の二
徳山	山口 繁	五五・五・一	事務所変更	山口市大字平井一五三番地の二
徳山	山口 繁	五五・五・一	事務所変更	宇部市上町一丁目四番一三三号
徳山	野田 清	五五・五・一	事務所変更	下関市大字豊浦村一〇四七番地の二二
徳山	宮崎 衛	五五・五・一	事務所変更	下関市細江町二丁目二番八号
徳山	磯部 豊盈	五五・五・一	事務所変更	下関市綾羅木本町三丁目一番二六号
徳山	前田 博司	五五・五・一	事務所変更	豊浦郡豊浦町大字川棚六八七〇番地
徳山	荒川 博	五五・五・一	事務所変更	下関市細江新町三番四五号
徳山	垣内 茂	五五・五・一	事務所変更	下関市細江新町三番四五号
徳山	中原 範雄	五五・五・一	事務所変更	下関市細江新町三番四五号
徳山	原 捷夫	五五・五・一	事務所変更	豊浦郡菊川町大字吉賀一四六二番地の二
徳山	山本 良正	五五・六・三〇	事務所変更	徳山市大字久米三二三六の一三

#### 三、休業届

支部	氏名	休業年月日	事由
下関	神田 勉	五五・五・三〇	入院治療のため

## 日調連が法制定三十周年記念論文を大募集!

日調連は法制定三十周年記念行事の一環として、全国の会員から左記要領により記念論文を募集しています。

(必着)

4. 送付先 東京都港区新橋二―二

○ 新橋駅前ビル一号館

日本土地家屋調査士会連合会宛

(封筒左下欄に「記念論文」と朱書のこと。)

5. 応募資格 土地家屋調査士会会員

6. 発表 十一月又は十二月発行

の連合会会報記念号誌上

7. 謝礼 一席(一名) 五万円

二席(一名) 三万円

三席(一名) 二万円

入選(二名) 各一万円

3. 締切り 昭和五十五年十月末日

1. 課題 「調査士業務の改善進歩を図るための具体策について」

2. 原稿枚数 二〇〇字詰原稿用紙三十枚以内

★記録的な長雨と冷夏。調査士殺すに刃物はいらぬ雨の三日も降ればよい。調査士の皆さん、よくぞ御無事でこの夏を生き抜かれました。

私メは、心身のつっぱり棒がはずれて、最悪のバイオリズムの夏でありました。

会報発行のおくれ、平に御容赦ください。

★選挙の結果は、何と申しましょうか。そして予想外の鈴木政権。全国で最も多い姓はたしか鈴木だったはず。

とすれば、統計的に言って鈴木さんが首相になる確率も他の姓の人より多いはずでした。

まずは善く幸せな自民党いや、国家にしてください。お願いします。

★原稿をお寄せください。事務局あてにあなたの声を待っています。

### 編集雑記

日調連は法制定三十周年記念行事の一環として、全国の会員から左記要領により記念論文を募集しています。

ふるって応募ください。なお、この件は、連合会会報第二八四号に掲載されています。